

第 19 回公開講演会

「消費者契約法の制定に向けて」

平成 11 年 6 月 19 日午後 1 時半より 4 時まで、愛知県産業貿易館（名古屋市中区）において、消費者問題研究所主催の第 19 回公開講演会が行われた。テーマは「消費者契約法の制定に向けて」であり、パネラーとして、島田和夫氏（東京経済大学経済学部長，国民生活審議会委員），杉浦英樹氏（弁護士），浅井睦さん（愛知県消費生活センター相談員）らをお招きし，小木紀之・前所長（愛知県消費者保護審議会長）がコーディネーター兼パネラーを務めた。

今回，上記のようなテーマが採りあげられたのは，次のような認識によるものである。すなわち，我が国の消費者行政の総合的企画推進機関として大きな役割を果たしている消費者保護会議は，平成 10 年 12 月 15 日の第 31 回会議において，「消費者契約に関する包括的な民事ルールの法制化」を重点政策の一つとして決定した。また平成 11 年 12 月 8 日には内閣総理大臣の諮問機関である国民生活審議会の消費者政策部会は「消費者契約法（仮称）の制定に向けて」と題する報告書を採択し，消費者と事業者との取引の適正化を図るために，適切な民事ルールをできるだけ速やかに制定すべきであるとの提言を行った。それだけこの法律の制定が消費生活トラブルの解決や予防に威力を発揮するとの期待がきわめて大きいことを示している。こうしてこの分野の専門家を招き，この問題への議論を深め，規制緩和の時代にふさわしい消費者保護のシステムを考えることは時宜に適しているであろう。

鈴木正・名古屋経済大学副学長の挨拶に続いて，3 人のパネラーの発言が行われた。相互に対する質疑応答をも含めて，それらの要旨は次のようなものであった。

島田和夫氏

「第 15 次国民生活審議会に参加して以来，消費者契約法の議論につきあってきたが，この法律はどんなものか。国民生活審議会は 99 年 1 月 28 日，「消費者契約法（仮称）の制定に向けて」と題する報告書をまとめた。これをもとに国会で審議する予定だったが遅れている。今は第 17 次の審議会をやっている。これから最終報告書をまとめる。この 5 月に，消費者契約法（仮称）の具体的内容について，国民的合意を早急に形成することを目指して，この法律を検討する委員会を設置し，実情・実態を踏まえ，公正で予見可能性の高いルールを策定するという観点から，消費者契約に関する重要事項，無効とされるべき契約条項の内容など残された課題について，具体的な検討を行うこととした。検討課題は次のようなものだ。①契約締結過程に係わるルールとして，消費者契約に関する重要事項についての情報の不提供，若しくは不実告知または威迫等があった場合の取扱，②契約条項に係わるルールとして，無効とすべき契約条項の内容等，③適用対象の範囲，等である。法律を考える場合のキーワードは「具体的かつ包括的な民事ルールの立法化」である。消費者契約法（仮称）が必要となってきた背景は複合的だ。1 つは，消費者取引を巡るトラブルが増大してき，取引も複雑多様化してきたからだ。特に，サービスをめぐって。民法では対応に限界が出てきた。今ひとつは，市場メカニズムを重視した活力ある経済社会への転換が求められているという時代背景がある。これが真のきっかけだろう。日本はこれまで官主導型であった。消費者保護も副次的だった。しかし，官主導では社会が活性化しない。グローバル化の進展に伴う規制緩和・自己責任の流れの中で，法・ルールが重視される法化社会に向かう。消費者利益のために法規制を設計し直し，事前規制から事後チェックにな

る。行政法規中心、行政の力による消費者保護から、ルールに基づく事業者・消費者行動による消費者利益の確保へと向かわねばならない。」

杉浦英樹氏

「消費者契約法の軸は3つある。①事業者側に嘘や不説明があれば一取り消し可能であること、②契約内容が不当ならそれだけで無効であること、③契約の条項はわかりやすいものでなければならず、わかりにくいものであれば消費者に有利に解釈すること、これらである。さて、この法律の立法化に当たって留意すべき点をいくつか指摘したい。まず、「一歩前へ」ではなく、「10歩前へ」であってほしい。審議会は条文に近い形での審議結果を示すべきだ。政府案の発表の直前に、それまで議論されていなかった異質のものが入る危険性があるので、そうならないように望む。規制緩和とか消費者の自立と言えば言葉は美しいが、規制緩和はただちに善ではない。ミスリードがあってはならない。産業界の圧力に屈してはならない。どの段階で紛争を解決するかという明確な目的意識が必要である。消費生活センターの段階で解決できるルールづくりがもっとも大切である。不当条項の定義と、具体的な不当条項の明記が必要だ。因果関係のないことの立証責任を業者に課すことが必要である。裁判になった場合の消費者保護を確保することが必要だ。因果関係を要件とすると過失相殺、裁判長期化の原因となる。情報公開などの環境整備が必要だ。契約法の内容の基本線について若干指摘すれば、法の目的として、消費者保護のための民事ルールの確立を明記すべきだし、契約条項の適正化ルールとして、ブラックリストとグレイリストの分類の必要があろう。」

浅井 睦さん

「いくつかトラブルの実例を紹介したい。(イ) 28才の男性の会社員だが、4年前行政書士資格取得の勧誘があった。登録はしたが受講はしないままできた。すると業者が登録してある以上受講せよと言ってきた。断ると、特に登録を取り消してやるから、数十万円の手数料を振り込めと言って、振込用紙が送られてきた。振り込まないでいると電話で矢継ぎ早の催促がある。困り果てて、相談があり、救われた。(ロ) 22才の男性。アポイントメント商法に引っかかった。ある日、女性の声で電話があり、特別割引会員制があるという。全ての買い物は割引になるという。公園に呼び出されたり、車の中で説得されたり。会費がわりに95万円のダイヤを買ってくれとカタログを見せられて、契約した。男性の親が知るところとなり、調べると、サービスの内容が不明だ。契約金額は金利45万も含めると135万円にもなる。大変だ、解約したいということで相談があった。どうなるか見通しは不明だ。(ハ) 家庭教師派遣に係わる事例だ。小学校6年生の子の母親からだが、家庭教師が週1回派遣される契約だった。ところが、ある時、家庭教師が来週から来れませんと言ってそれきり来ない。3月になって解約を申し出たが、相手は、解約規定をたてにとって、解約金を払えという。事業者の債務不履行の時に解約金を払えと言うのは不公正ではないか。しかし、民法ではどうなるかわからない。契約法ではどうなるのか。」

途中、フロアからの活発な質問もあり、講演会は充実した内容であった。

〔文責：伊藤幸男所員〕